

津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する規則

津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する規則（平成28年津山市規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び津山市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成27年津山市条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

（特定空家等の認定）

第3条 法第2条第2項及び条例第2条第5号の特定空家等の認定の基準は、市長が別に定める。

（情報の管理）

第4条 市長は、法第9条第1項の調査を行ったとき又は条例第5条の規定による情報提供を受けたときは、空家等管理台帳（様式第1号）を作成するものとする。

（立入調査）

第5条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

（特定空家等に対する措置）

第6条 法第14条第1項の助言又は指導は、助言・指導書（様式第4号）により行うものとする。ただし、同項の助言については、必要により口頭で行うことができる。

2 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

3 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第6号）により行うものとする。

4 法第14条第4項の通知書の様式は、命令に係る事前の通知書（様式第7号）とする。

5 法第14条第5項の規定による請求は、公開による意見の聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。

6 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。

7 法第14条第9項の規定による処分を行う場合において、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の文書 戒告書（様式第10号）

(2) 行政代執行法第3条第2項の代執行令書 代執行令書(様式第11号)

(3) 行政代執行法第4条の証票 執行責任者証(様式第12号)

8 法第14条第11項の標識の様式は、標識(様式第13号)とする。

(協議会の所掌事務)

第7条 条例第7条第1項の津山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事。

(2) 第3条の規定による特定空家等の認定に関する事。

(3) 法第9条第1項及び第2項の調査の実施並びに特定空家等に対する措置の方針に関する事。

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第10条 協議会は、第7条各号に掲げる事項について専門的事項を調査するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(緊急安全措置に係る同意)

第11条 条例第8条第2項の特定空家等の所有者等の同意は、次の各号に掲げる事項について、緊急安全措置に係る同意書兼宣誓書(様式第14号)により得るものとする。

(1) 空家等の所在地

(2) 緊急安全措置の内容

(3) 緊急安全措置に要する費用

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項
- (その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか，法及び条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この規則は，平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。